

別記(白) 品川製作所工場委員會議室ニ于テハ大綱
品川製作所ノ工場作業ノ同藩並ニ能率増進シ計ル爲メ左記ノ通決定ス

要綱
品川製作所ハ日本労働組合同盟所屬ニ于テ其
他ニ于テハ労働ニ付テ団体性ヲ締結ス 従テ品川工場従業員ハ日本労働組合同盟
品川支部員タルモノトス 当工場従業員ニシテ之ニ加盟セザルモノハ雇傭也
品川工場委員会ニ于テハ規定ハ進而組合代表者ト被選シ上免表ス
昭和四年十二月十六日 品川製作所

誓約書

御手通り貴組合員タルコトニ相違愛之業此段誓約付ク

右

昭和 年 月 日

日本労働組合同盟 品川支部 市平
于本会所属者並労働者

勞務第二四八號

昭和五年一月廿五日

警視總監 丸山 鶴 吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社 會 局 長 官 殿

各 廳 府 縣 長 官 殿

北出 品川支部大改組
品川工場並知解同協同

5. 2. 13

品川製作所對一部従業員ノ紛議解決ニ關スル件

要旨 当座調停謀ノ斡旋ニヨリ既報被解雇者十三名ニ對シ規定外金支給
四月五日付支給一切解決ス

標記工場ニ於テハ客年未組合同盟側ト団体慣約ヲ締結シテ

ル結果總同盟側ノ強硬分子十三名ヲ解雇シタルニ先般ノ